議案第2号

杉並区組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月12日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区組織条例の一部を改正する条例

杉並区組織条例(平成13年杉並区条例第5号)の一部を次のように改正する。

「保健福祉部 第3条中「保健福祉部」を に改める。 子ども家庭部」

第4条政策経営部の項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 区政情報及び電子計算組織に関すること。

第4条総務部の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条保健福祉部の項第1号中「、障害者及び児童青少年」を「及び障害者」に改め、同項の次に次のように加える。

子ども家庭部

- (1) 子育て支援に関すること。
- (2) 児童福祉に関すること。
- (3) 青少年の健全育成に関すること。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(提案理由)

政策経営部及び総務部の分掌事務を改めるとともに、子ども家庭部を設置する必要がある。

杉並区組織条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	条	例	[条	€ 例	
(設置)			(設置)			
第3条 档	ジ並区に次の部を	·置く。	第3条	杉並区に次	の部を置く。	
政策組	圣 営部		政策	経営部		
総務部			総務部			
区民生活部			区民生活部			
保健福祉部			保健福祉部			
子ども	家庭部_					
都市整備部			都市整備部			
環境部			環境部			
(分掌事系	务)		(分掌事	務)		
第4条 音	『の分掌事務は、	次のとおりと	第4条	部の分掌事	務は、次のとおりと	
する。			する。			
政策経営部			政策経営部			
(1)	略		(1)	略		
(2)	区政情報及び電	子計算組織に				
関す	すること。					
(3)	略		(2)	_ 略		
総務部			総務部	5		
(1)	略		(1)	略		
			(2)	区政情報	及び電子計算組織に	
			関	すること。		
(2)	略		(3)	- 略		
(3)	略		(4)	_ 略		
(4)	略		<u>(5)</u>	- 略		
(5)	略		<u>(6)</u>	- 略		

<u>(6)</u> 略

(7) 略

区民生活部 略

保健福祉部

(1) 高齢者<u>及び障害者</u>__の保健福祉に関すること。

 $(2)\sim(4)$ 略

子ども家庭部

- (1) 子育て支援に関すること。
- (2) 児童福祉に関すること。
- (3) 青少年の健全育成に関するこ

と。

都市整備部 略

環境部 略

<u>(7)</u> 略

(8) 略

区民生活部 略

保健福祉部

(1) 高齢者<u>、障害者及び児童青少</u> 年の保健福祉に関すること。

 $(2)\sim(4)$ 略

都市整備部 略

環境部 略